

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和7年6月5日付けで提起した処分庁による令和7年3月24日付け保有個人情報開示決定処分（6 葛福東第848号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

本件審査請求は処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、令和7年3月24日付けで行った、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により行った保有個人情報開示決定処分（部分開示 6 葛福東第848号）について、請求人がその取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

- 1 本件処分は理由付記について不備がある。
- 2 本件処分は、従来 of 申請に対する処分が取消される前に行われたものであり、申請によらない処分である。行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に違反する。

理由

1 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を適法にし得るためには、当該審査請求をした者の請求が認容された場合に当該審査請求をした者の権利利益が客観的にみて回復可能でなければならない。すなわち、当該審査請求をする法律上の利益が必要である（最高裁昭和53年3月14日民集32巻2号211頁）。

本件処分は、令和7年9月12日付けの「審査請求事案に係る処分の取消しについて（通知）」（7葛福東第410号）により取り消されているのであるから、本件審査請求はこれにより法律上の利益を失っている。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年2月3日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。